

魚津市告示第111号

魚津市ふるさと寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により告示する。

令和4年9月12日

魚津市長 村椿 晃

1 収納の事務を委託した者

法人名	所在地	代表者名
朝日放送テレビ 株式会社	大阪府大阪市福島区 福島1丁目1番30号	営業局長 山本 顕輝

2 委託した事務の範囲

魚津市ふるさと寄附金の収納事務

3 委託した期間

令和4年9月5日から令和5年3月31日まで

4 収納の方法

インターネット等による公金支払の方法により収納する。